

## 鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準

制定 令和5年3月24日

### (趣旨)

第1条 この基準は、誰もが平等に尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらず、自らの意思によりあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）に男女共同参画関係団体を利用団体として登録（以下「団体登録」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。
- (2) 男女共同参画関係団体 第1条に規定する趣旨に賛同する市民公益活動を行う団体をいう。

### (登録の要件)

第3条 団体登録をすることができる団体は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 男女共同参画関係団体であること。
- (2) 市内に団体の事務所又は活動場所を有すること。
- (3) 構成員が3人以上であり、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者が1人以上いること。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 団体の運営に関する規約、会則又は定款等（以下「規約等」という。）を定めていること。
- (5) 適切な会計処理が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる団体については、団体登録をすることができないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (2) 政治的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 宗教的目的を有するもの又はその誤解を与えるおそれのあるもの
- (4) 公共の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるもの
- (5) 暴力団（鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年鎌ヶ谷市条例第2号）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(6) 暴力団又は暴力団員(鎌ヶ谷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員等(鎌ヶ谷市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)の統制下にあるもの

(7) その他市長が団体登録をすることが不適當であると認めるもの  
(登録の申込み)

第4条 団体登録をしようとする団体は、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録申込書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 規約等
- (2) 構成員の役職、氏名及び住所等を記載した名簿
- (3) 予算書、決算書その他の財政状況がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(登録の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、提出された書類を審査し、団体登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録決定(却下)通知書(別記第2号様式)により当該団体に通知するものとする。

3 市長は、団体登録をした団体(以下「登録団体」という。)の情報を鎌ヶ谷市男女共同参画推進センターウェブサイト(以下「センターウェブサイト」という。)で公開するものとする。ただし、登録団体が公開を希望しない情報については、非公開とすることができる。

(登録の期間及び更新)

第6条 登録の期間は、市長が前条の規定による団体登録の決定をした日の属する年度の末日までとする。ただし、次の年度も引き続き団体登録をしようとするときは、これを更新することができる。

2 前項の規定により、団体登録を更新しようとするときは、登録の期間内に、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録更新届出書(別記第3号様式)に、必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(登録事項の変更)

第7条 登録団体は、登録した事項に変更があった場合は、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録事項変更届出書(別記第4号様式)により、必要な書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 団体登録の抹消を希望する登録団体は、鎌ヶ谷市男女共同参画推進セ

ンター団体登録抹消届出書（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならぬ。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

- （1） 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。
- （2） 第3条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により、団体登録の申込み、更新又は登録事項の変更をしたとき。
- （4） その他市長が登録の取消しが必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により団体登録を取り消したときは、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録取消通知書（別記第6号様式）により登録団体に通知するものとする。

（登録団体への支援等）

第10条 市長は、第1条に規定する趣旨に賛同する市民公益活動を支援するため、登録団体に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、これにより登録団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- （1） センターウェブサイトで、登録団体の紹介を広く発信すること
- （2） センターの掲示スペース等で、登録団体の会員募集及びイベント開催に関する情報等を広く発信すること
- （3） 市民、市民公益活動団体並びに国、県及び他の地方公共団体等からの問合せに対し、登録団体の情報を提供すること
- （4） 男女共同参画に関する情報を提供すること
- （5） センターが所管する一部の備品の使用を認めること
- （6） その他市民公益活動の支援に必要と認められること

（委任）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和5年3月24日）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。なお、この基準の施行の日の前日において、登録団体とされている団体については、令和5年度において、第5条に規定する登録の決定がされたものとみなす。

別記

第1号様式（第4条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録申込書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申込者 団体名  
代表者氏名  
(担当者氏名)

このことについて、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第4条の規定により、下記のとおり鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録を申し込みます。

記

1-1 基本事項

フリガナ 団体名 (正式名称を記載してください)			
代表者	フリガナ 職・氏名	職名 (「代表」や「理事」など)	フリガナ 氏名
	住所	〒 —	
	TEL		
	E-mail		
団体の 主たる 事務所等	所在地	〒 —	
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
	ホームページ等		

1-2 連絡先

男女共同参画推進センターからの連絡先として希望するものにチェックをしてください。

(いずれかひとつを選択)

<input type="checkbox"/>	代表者の連絡先	
<input type="checkbox"/>	団体の事務所等	
<input type="checkbox"/>	上記以外の別の連絡先 (連絡担当者がいる場合等)	
	フリガナ 氏名	
	住所	〒           —
	TEL	
	E-mail	

※ 男女共同参画推進センターからのお知らせ (会議開催の通知や情報提供など) を郵送で希望する場合は、チェックをしてください。チェックがない場合は、E-mailにてお知らせをお送りします。

郵送でのお知らせを希望する。

## 2 団体の区分について

表1、表2及び表3中の該当項目にそれぞれチェックをしてください。

表1 団体の分類（いずれかひとつを選択）							
<input type="checkbox"/>	NPO法人	<input type="checkbox"/>	任意団体	<input type="checkbox"/>	協会や実行委員会 などの団体	<input type="checkbox"/>	自治会・子ども会 などの地縁型団体
<input type="checkbox"/>	その他の法人 ( ) 法人)			<input type="checkbox"/>	その他 ( )		

表2 活動の分類（複数選択 可）							
（分類は、特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動による。）							
<input type="checkbox"/>	保健・医療・福祉 の増進	<input type="checkbox"/>	社会教育の推進	<input type="checkbox"/>	まちづくりの推進	<input type="checkbox"/>	観光の振興
<input type="checkbox"/>	農山漁村・中山間 地域の振興	<input type="checkbox"/>	学術・文化・芸 術・スポーツの振興	<input type="checkbox"/>	環境の保全	<input type="checkbox"/>	災害救援
<input type="checkbox"/>	地域安全	<input type="checkbox"/>	人権擁護・平和の 推進	<input type="checkbox"/>	国際協力	<input type="checkbox"/>	男女共同参画社会 の形成促進
<input type="checkbox"/>	子どもの健全育成	<input type="checkbox"/>	情報化社会の発展	<input type="checkbox"/>	科学技術の振興	<input type="checkbox"/>	経済活動の活性化
<input type="checkbox"/>	職業能力開発・雇 用機会拡充の支援	<input type="checkbox"/>	消費者保護	<input type="checkbox"/>	NPO等支援		

表3 主な活動場所（複数選択 可）	
地区名	住所（参考）
<input type="checkbox"/>	市内全域
<input type="checkbox"/>	丸山1丁目、右京塚、南初富四～六丁目、中央一～二丁目、 道野辺本町一～二丁目、富岡一～三丁目、初富（一部）、初富本町一～二丁目、 道野辺中央一～五丁目
<input type="checkbox"/>	中央東地区 東鎌ヶ谷一～三丁目、南初富一～三丁目、東初富一～六丁目、初富（一部）
<input type="checkbox"/>	東部地区 丸山二～三丁目、鎌ヶ谷一～九丁目、南鎌ヶ谷一～四丁目、 東道野辺二～七丁目
<input type="checkbox"/>	西部地区 くぬぎ山一～五丁目、串崎新田、初富（一部）、北初富、粟野（一部）、 佐津間（一部）
<input type="checkbox"/>	南部地区 東道野辺一丁目、西道野辺、馬込沢、中沢、道野辺（一部）、 東中沢一～四丁目、北中沢一～三丁目
<input type="checkbox"/>	北部地区 中佐津間一～二丁目、南佐津間、軽井沢、西佐津間一～二丁目、 粟野（一部）、佐津間（一部）
<input type="checkbox"/>	その他

### 3 団体について

設立時期	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合は、認証年月日)</p>	
会員数	人	
会費等	入会金	円
	会費	年額 ・ 月額 円
	その他	
活動日等	(活動する曜日や日にち、時間帯などを記入してください。)	
予算規模	円	
所属する団体	(上部団体等がある場合は、記載してください。)	
活動目標		
活動内容	(活動の目的や概要を記載してください。)	
その他特記事項	<p style="font-size: 1.2em;">〔 本市や近隣の市町村において、代表者が審議会等の委員である、団体が行政と協働して事業を実施したことがある、などの特記事項があれば記載してください。 〕</p>	

確認事項	<p>過去に本市や他の市区町村等の男女共同参画関係団体の登録について、登録を断られたり、取り消されたことがあるか。</p> <p>なし ・ あり（ある場合は、その理由及び対応状況等を記載してください。）</p> <p>理由</p> <p>対応状況等（何か対応等をした点があれば記載してください。）</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



4 男女共同参画推進センターウェブサイトについて

(1) 団体情報ページで公開する内容について (非公開にしたい項目は、右欄の□にチェックをしてください。)

掲載項目		公開・非公開	
「1 基本事項」 に記載した事項	団体名	必ず公開	
	代表者	氏名	必ず公開
		住所	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		TEL	<input type="checkbox"/> 非公開にする
	連絡担当者	氏名	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		住所	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		TEL	<input type="checkbox"/> 非公開にする
	団体の主たる 事務所等	所在地	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		TEL	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		FAX	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		E-mail	<input type="checkbox"/> 非公開にする
		ホームページ等	<input type="checkbox"/> 非公開にする
「2 団体の区分について」で選択した団体の区分		必ず公開	
「3 団体について」に記載した内容の内、「団体の設立時期」 「会員数」「会費等」「活動日等」「活動目標」「活動内容」		必ず公開	

第2号様式（第5条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

年 月 日付けで申込みのありました鎌ヶ谷市男女共同参画推進センターの団体登録について、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第5条の規定により、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 決定

2 却下  
(理由)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鎌ヶ谷市を被告として（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は、鎌ヶ谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第6条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録更新届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届出者 団体名  
代表者氏名  
(担当者氏名)

団体登録を更新したいので、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第6条の規定により届け出ます。

※ 変更の有無 【 有 ・ 無 】  
変更がある場合は記入してください。

項目 番号 (※)	変更年月日	変更前	変更後

※ 項目番号は、裏面を参照してください。

項目番号

1	団体名
2	代表者の職氏名、住所、TEL、E-mail
3	事務所の所在地、TEL、FAX、E-mail、ホームページ等
4	連絡先
5	団体の区分（団体の分類、活動の分類、主な活動場所）
6	会員数、構成員の役職、氏名及び住所等
7	会費等、活動日等、予算規模
8	所属する団体
9	活動目標
10	活動内容
11	男女共同参画推進センターウェブサイトで公開・非公開にする事項
12	規約等
13	その他

第4号様式（第7条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録事項変更届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届出者 団体名  
代表者氏名  
(担当者氏名)

登録をした事項を変更しましたので、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更した事項

項目 番号 (※)	変更年月日	変更前	変更後

※ 項目番号は、裏面を参照してください。

2 変更した理由

## 項目番号

1	団体名
2	代表者の職氏名、住所、TEL、E-mail
3	事務所の所在地、TEL、FAX、E-mail、ホームページ等
4	連絡先
5	団体の区分（団体の分類、活動の分類、主な活動場所）
6	会員数、構成員の役職、氏名及び住所等
7	会費等、活動日等、予算規模
8	所属する団体
9	活動目標
10	活動内容
11	男女共同参画推進センターウェブサイトで公開・非公開にする事項
12	規約等
13	その他

第5号様式（第8条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録抹消届出書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

届出者 団体名  
代表者氏名  
(担当者氏名)

下記の理由により団体登録を抹消したいので、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第8条の規定により届け出ます。

記

1 抹消の理由

第6号様式（第9条関係）

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

貴団体の鎌ヶ谷市男女共同参画推進センターの団体登録については、鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第9条の規定により、取り消しましたので通知します。

記

1 取消しの理由

鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター団体登録基準第9条第1項第 号に  
該当

(理由)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鎌ヶ谷市を被告として（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は、鎌ヶ谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。